

令和4年度「名古屋向け旅行商品まとめサイトの構築・運営及びプロモーション事業」 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和4年度「名古屋向け旅行商品まとめサイトの構築・運営及びプロモーション事業」業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)

3 委託料上限

6,500千円(消費税及び地方消費税を含む)

4 業務の目的

令和4年度、新型コロナウイルス感染症対策・旅行商品造成支援事業(※)を実施するにあたり、名古屋への誘客を目的とするコンテンツや旅行商品等(商品化に選定された5本の観光商品を含む。)について、情報提供するポータルサイトを構築・運営し、名古屋市への観光誘客を促進することを目的とする。

本事業では、ポータルサイト内で季節、テーマに合わせた名古屋の様々な旅行商品を紹介するとともに、利用者が必要な情報を簡単に探し出せるようなページを構築し、そのサイトの認知度を高めるため、効果的なプロモーション(キャンペーン等)や、SNS、広告等を活用して周知及び販売促進を図る。

※「旅行商品造成支援事業」の詳細については、別紙1を参照してください。

5 業務委託概要

- (1)名古屋の魅力を発信する訴求力の高いコピー、ビジュアル等を作成し、旅行会社が販売する様々な名古屋の旅行商品等が総合的に閲覧できるポータルサイトを作成する。
- (2)ポータルサイトを周知し誘客を促すためのプロモーションを行い、ターゲットを意識したSNS 広告等を活用して販売促進に繋げる。

6 委託業務内容

- (1)ポータルサイトの構築・運営(秋頃～3月末)

WEBサイトの制作・編集及び維持管理にあたっての留意点

① WEBサイトの基本仕様

- ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン等、マルチデバイスでの利用対応を考慮するとともに、デバイスユーザーがストレスを感じない程度の閲覧状態、構成、速度を意識した上で制作すること。
- ・サイト環境は、Google Chrome、Firefox、Safari、Microsoft edge 等の最新版ブラウザで閲覧可能とすること。

- ・特殊なソフトウェアのダウンロードが必要ないようにすること。
 - ・サーバーに負荷がかかるものは使用しないこと。
- ② 掲載内容
- ・名古屋訪問を考える利用者に対し、旅行会社が作成する様々な名古屋の旅行商品や旬なイベント情報を収集するとともに、その情報を紹介するポータルサイトとして、魅力あるものとする。
 - ・トップページは、ブランドイメージに合致したデザインとすること。
 - ・掲載する画像は受託者が調達すること。また、掲載する画像の使用許可を取ること。
 - ・画像を撮影して調達する場合、発生する費用は受託者の負担とすること。
 - ・撮影する画像に人物を登場させる場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。
 - ・現在公開中の「ウォ！がたくさんあなたの知らない名古屋」や「名古屋観光あるある」などの一部データを活用すること。<https://www.nagoya-info.jp/feature/detail/121/>
- ③ SEO対策
- ・検索キーワードのトピックで、例えば「名古屋旅行商品」「名古屋人気旅行」「すぐ楽しめる名古屋旅」などとブランドに関わるキーワード検索をした際に、当該特設サイトが検出されやすいようSEO対策を図ること。
- ④ 非公開テストページへの掲載
- ・公開前に、制作したWEBコンテンツを、受託者において非公開のテストページに掲載し、動作環境を確認すること。併せて、名古屋観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）担当者にも確認すること。
 - ・テストページ掲載に係るサーバー費用など必要な経費は受託者負担とすること。
 - ・テストページ環境は、外部からアクセスできないような対策を施すこと。
- ⑤ 公開に係る調整
- ・制作するWEBサイトは、ビューローのWEBサイト「名古屋コンシェルジュ」サーバーでの公開を想定している。サーバーへのアップロード等、公開に至るまでに必要な調整事項について、ビューローと協議の上決定すること。
 - ・「名古屋コンシェルジュ」サーバーでの公開に必要な作業にかかる経費（サブドメイン追加、SSL/TLS サーバー証明書、その他設定費用等）は受託者負担とすること。
- ⑥ WEBコンテンツの電子データの納品
- ・制作したWEBコンテンツの電子データを、別途指示する日までにビューローへ納品すること。ただし、字句や画像等修正が必要な場合は修正を指示する場合がある。この場合、修正の上、再提出をすること。再提出の納品期限はビューローと協議の上、決定すること。
 - ・イラストレーター、フォトショップ等で制作したイラスト、画像等のデザインデータも別途指示する形式で併せて納品すること。
 - ・納品された電子データは今後の事業展開においてビューローが自由に利活用できるものとする。
 - ・事業終了後も、継続して公開できるものとするため、更新が必要のない状態にして最終納品すること。

⑦ 公開後のコンテンツの追加、サイト更新

- ・WEBサイト公開後は、ブランディング戦略、プロモーションの計画に基づいて、適宜コンテンツの追加、サイトの更新を行うこと。(概ね最大 20 回程度を想定)
- ・具体的な掲載内容は、ビューローと協議の上決定すること。

⑧ その他

- ・その他、特設サイトWEBコンテンツ制作に係るすべての作業を行うこと。
- ・Word プレス等脆弱性のある CMS 使用を想定しておらず事業終了までに脆弱性が発見された場合は速やかに対応すること。

(2)ポータルサイトを周知し誘客を促すためのプロモーション(サイトアップ後～3月末)

プロモーション実施にあたっての留意点

① プロモーション提案

- ・ポータルサイトで紹介される旅行商品やイベント情報を通じて名古屋への誘客へつなげるためのプロモーション(キャンペーン等)を提案すること
- ・立ち上げ時のみのプロモーションではなく、期間中を通して継続性のあるものとする

② SNS広告の活用

- ・インスタグラマーなど発信力の強いものの活用や、メディアの選定など提案を受け、ビューローと協議の上選定する。
- ・広告の配信回数、特設サイトへの誘導数について、目標KPIを設定すること。
- ・名古屋に来訪する可能性が高いターゲット層に配信されるよう、また、費用対効果の高い広告配信となるよう、広告を表示させるユーザーの属性を選択し、ターゲティングを行うこと。
- ・SNS広告の表示回数、WEBサイトへの誘導状況、閲覧者の属性(年齢、地域、特性等)等を分析し、別途指示する日までに中間報告をすること。
- ・中間プロモーション事業(ポータルサイトの構築・運営)報告の状況に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策をビューローと協議の上、実施すること。
- ・選択したプラットフォームに広告を最適化するための画像及びコピーライティングの編集についても必要に応じて実施すること。
- ・その他、広告配信に係るすべての業務を行うこと。

(3)効果検証

認知度向上を測定するため、事業効果の検証方法を検討し、実施する。

7 その他

- (1) 受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。
- (2) 本仕様書は委託内容の概要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3) 受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で

業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。

- (4) ビューローが提供した資料については業務終了時まで返却すること。
- (5) 提案書の作成にかかる経費については、提案者の負担とします。なお提出された提案書は返却しないものとする。
- (6) 審査結果は、ビューローのホームページにて公表します。
- (7) 契約締結業者は宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないことが条件とする。

8 受託者の義務

- (1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (2) 一括再委託の禁止
受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
- (3) 信用失墜行為の禁止
受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (4) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (5) 本業務における成果物及びその著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用でき、期間以降も同様に使用できるものとする。
- (6) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。
なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。
- (7) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- (8) 妨害又は不当要求に対する届出義務
受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告

又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(9) 障害者を理由とする差別の解消の推進

受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)及び愛知県障害者差別解消推進条例(平成 27 年愛知県条例第 56 号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(10) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。

(11) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者(ビューローとの連絡調整担当者)を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。

(12) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

9 問い合わせ先

(公財)名古屋観光コンベンションビューロー

観光部観光誘客グループ 担当:鈴置、若林

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号名古屋商工会議所ビル 11 階

TEL(052)202-1143 FAX(052)201-5785 e-mail kokunai@ncvb.or.jp